

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（身分を証する書類の携行）</p> <p>第九条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>（指定介護予防支援の業務の委託）</p> <p>第十二条 指定介護予防支援事業者は、法第一百五十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号ロ②に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならぬこと。</p> <p>二～四 （略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第二十八条 （略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p>	<p>（身分を証する書類の携行）</p> <p>第九条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>（指定介護予防支援の業務の委託）</p> <p>第十二条 指定介護予防支援事業者は、法第一百五十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第五項に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>二～四 （略）</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第二十八条 （略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p>

一 第三十条第十四号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 (略)

イ〜ハ (略)

ニ 第三十条第十五号に規定する評価の結果の記録

ホ 第三十条第十六号に規定するモニタリングの結果の記録

三〜五 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十条 (略)

二〇十一 (略)

十二 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。))第七十六条第二号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。  
(等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。)

十三 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に一回、聴取しなければならぬ。

一 第三十条第十三号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 (略)

イ〜ハ (略)

ニ 第三十条第十四号に規定する評価の結果の記録

ホ 第三十条第十五号に規定するモニタリングの結果の記録

三〜五 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第三十条 (略)

二〇十一 (略)

(新設)

十二 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。))第三十九条第二号に規定する介護予防訪問看護計画をいう。)等指定介護予防サービス等基準において位置づけられている計画の作成を指導するとともに

十四・十五 (略)

十六 担当職員は、第十四号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ (略)

ロ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第一百七十七条第一項に規定する指定介護予防所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ハ (略)

十七 (略)

十八 第三号から第十三号までの規定は、第十四号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

十九～二十七 (略)

二十八 指定介護予防支援事業者は、法第十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に一回、聴取しなければならない。

十三・十四 (略)

十五 担当職員は、第十三号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ (略)

ロ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防所介護事業所をいう。）又は指定介護予防所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第一百七十七条第一項に規定する指定介護予防所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ハ (略)

十六 (略)

十七 第三号から第十二号までの規定は、第十三号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

十八～二十六 (略)

(新設)

